

令和元年度 第4回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：令和2年1月30日（木）15時27分から

場 所：鴨川市水道局1階会議室

出席者：鈴木 美一、福原 三枝子

梶 恵子、中村 康仁、高梨 俊和、田仲 重郎、和泉 良史

事務局：市長 亀田 郁夫

水道局長 角田 敬夫、次長 小泉 満、業務係長 佐久間 泰弘、

工務係長 鈴木 武志、浄水係長 吉村 洋介

業務係員 須金 幸平、乾 陽介

傍聴者：0名

1 開会

（進行：事務局 小泉次長）

皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、お集まりになりましたので、令和元年度第4回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道局の小泉です。どうぞ、よろしく願いいたします。

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。事前に配付させていただきました、「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案1 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「議案1 説明資料 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「議案2 令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案2 説明資料 令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案3 令和2年度鴨川市水道事業会計予算」、「議案3 説明資料 令和2年度鴨川市水道事業会計予算」、それから本日席にお配りさせていただきました、「資料3のうち8～10 ページ給与費明細書」「資料3 説明資料のうち3 ページ収入支出予算書（案）」へ差し替えさせていただきます。

「資料3のうち8～10 ページ給与費明細書」ですけれども、主に、表の中に

注釈がありますけれども、文言の追加がありましたため差替えをさせていただきます。

次にカラー刷りになりますけれども「資料3説明資料のうち3ページ収入支出予算書（案）」ですけれども、こちらは対前年度増減率の文言の修正、備考の削除がありましたため差替えをさせていただきます。

以上でございます。資料の配付もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱についてご説明をさせていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日の出席委員は7名でございますので、「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 市長あいさつ

（進行：事務局 小泉次長）

開会にあたりまして、亀田市長からあいさつを申し上げます。

（亀田市長）

皆さん、こんにちは。皆様におかれましては、年度終盤を迎え、何かとお忙しい中、水道事業運営委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から水道事業の運営にご支援とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

昨年の台風や大雨による水道施設の被害、復旧状況は、現在、応急的な対応により、一段落をしたところではありますが、今後におきましても、引き続き復旧工事等の対応を図ってまいります。

さて、本日の議題でございますが、来る定例市議会におきましてご審議をいただく予定と致しておりますが、これに先立ちまして、運営委員会・委員の皆様にご説明させていただき、あらかじめご承認を賜りたいと考えております。

最初に、議事の1は、「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」です。

次に、議事の2は令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）、議事の3は令和2年度水道事業会計予算です。

議事の詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、皆様には、水道事業の運営に関し、それぞれのお立場から、建設的なご意見をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたっての、あいさつとさせていただきます。

（進行：事務局 小泉次長）

ありがとうございました。

3 議事

（進行：事務局 小泉次長）

それでは会議に入りたいと存じます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。これより進行を、鈴木会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくお願い致します。

（鈴木会長）

皆さん改めまして、こんにちは。

本日は、大変ご多忙の中、お集まりいただきまして、ご苦勞様でございます。心より御礼申し上げます。それでは、議事進行は、座って行わせていただきます。

本日の会議録の確認をしていただき、委員さんにつきましては、福原三枝子委員さん、梶恵子委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

早速、議事を進めさせていただきます。議案1「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、事務局より説明をお願いいたします。

(角田局長)

それでは、「議案 1 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。着座にて、説明させていただきます。

恐れ入りますが、「議案 1」及び「議案 1 説明資料」を併せてご用意ください。

この改正でございますが、平成 29 年 6 月 9 日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により、地方自治法の一部が改正され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されますことから、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備に関する条例を制定するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求めるものでございまして、あらかじめ、水道事業運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

なお、この条例の制定につきましては、公営企業の設置等に関する条例の条ずれに関する条文の整備を行うものでございますが、水道事業の条例の制定として議案を提出せず、総務課にて一括上程するものであることを、あらかじめ申し添えさせていただきます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。議案説明資料の 1 ページ、2 の内容をご覧ください。

(1) 鴨川市水道事業の設置等に関する条例、及び(2) 鴨川市病院事業の設置等に関する条例について、条文の整備を行うものでございます。3 の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日といたしたいものでございます。

具体的な内容につきましては、水道事業に関わる部分のみご説明させていただきますのでご了承をいただきますようお願い申し上げます。

1 ページの新旧対照表をご覧ください。左側が現行条文、右側が改正案となっております。第 7 条の議会の同意を要する賠償責任の免除でございますが、下線の引かれたご覧の部分の条文の整備を行いたいとするものでございます。

以上で議案 1 の説明を終わらせていただきます。

(鈴木会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございますでし

ようか。特にございませんか。

なければ、以上でよろしいでしょうか。ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

=== (「異議なし」の声) ===

(鈴木会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに決定いたしました。

続きまして、議案2「令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)」について、事務局より説明をお願いいたします。

(角田局長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にてご説明をさせていただきます。

資料でございますが、縦に見まして、右上に「議案2」と書かれた資料及び「議案2 説明資料」を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

今回の補正でございますが、台風・豪雨被害に対応するため補正をさせていただくものと、高料金対策に係る県補助金額の確定、また他会計出資金について、収入額に変更を加える必要が生じたことから、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございまして、あらかじめ水道事業運営委員の皆様にご承認をいただきたいと思いますものでございます。

「議案2 令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)」をご覧ください。

それではまず、1点目でございます。第2条、予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を補正するものでございます。

まずは収入でございます、第1款 事業収益 第2項 営業外収益では、既決予定額3億562万円に今回の補正予定額61万9,000円を加えまして、計3億623万9,000円といたし、事業収益の合計を15億5,129万7,000円といたしたいものでございます。

内容といたしましては、災害救助法の適用を受けまして、災害時の給水に係

る費用について、国庫補助金が一般会計に交付されることに伴いまして、一般会計から他会計補助金として26万3,000円を、また、高料金対策に係る県補助金の額の確定により、35万6,000円、合計61万9,000円の増額でございます。

次に、支出でございますが、第1款 事業費 第3項 特別損失では、既決予定額1,000円に今回の補正予定額261万6,000円を加えまして、計261万7,000円といたしたいものでございます。

内容といたしましては、災害時の給水に係る応援事業体、8つの事業体から応援を受けておりますが、この応援給水に係る被災事業体の負担といたしまして261万6,000円を災害による損失として増額計上いたすものでございます。

次に2点目でございます。第3条をご覧ください。予算第4条でございますが、収入の第1款 資本的収入 第3項 出資金では、既決予定額4,200万円に、補正予定額50万円を加えまして、計4,250万円といたし、資本的収入の合計を3億4,057万8,000円といたしたいものでございます。

これは、予算策定時に端数処理を行った関係で、一般会計との差異が生じておりましたことから今回補正を行うものでございます。

また、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億6,922万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億9,680万7,000円、減債積立金1億3,154万7,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,087万5,000円で補填するものとする。」に改めたいものでございます。

最後に3点目、第4条をご覧ください。予算第9条の一般会計から営業助成として受ける金額の変更でございますが、1点目で申し上げました他会計補助金の既決予定額8,000万円に26万3,000円を加えた8,026万3,000円に改めたいものでございます。

次のページ、2ページと3ページは、今回の補正予算（第2号）の実施計画書でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして4ページ資料の一番最後のページとなります。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これまでの投資活動によるキャッシュ・フローは変更ございませんが、1の業務活動によるキャッシュ・フローは、事業費の増に伴う当年度純利益の減少により196万7,000円の減少、

3の財務活動によるキャッシュ・フローは出資金による収入50万円の増額でございます。合せて146万7,000円の減少でございます。

既決予定額と補正予定額を合わせました、補正後の資金期末残高は13億5,177万5,000円となる予定でございます。

以上で、令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

（鈴木会長）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございますでしょうか。

ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

===（「異議なし」の声）===

（鈴木会長）

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

「議案3 令和2年度鴨川市水道事業会計予算」について、事務局より説明をお願いいたします。

（角田局長）

それでは、「議案3 令和2年度鴨川市水道事業会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが着座にて、説明させていただきます。

ここ数年来、料金収入の減少に伴いまして、平成28年度から市一般会計からの補助金、併せて千葉県市町村総合対策事業補助金を活用してまいりましたことは、皆様ご案内のとおりでございます。

そして、合併特例債を活用した市一般会計からの出資金も令和元年度で最終となりました。この出資金を活用させていただきながら健全経営に努めているところでございます。

これらの補助金を活用して、業務の効率化を図りながら、必要な更新事業等

を進めてまいりたいと存じます。

また、市長冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、昨年に発生をいたしました、台風・豪雨の復旧工事、また対策工事等の対応も図ってまいります。

それでは、議案3の予算書と議案3説明資料をご用意ください。

それでは、説明資料の3ページ「収入支出予算書（案）」を合わせてご覧いただき、予算書の項目に従い、比較表を参照しながら、進めさせていただきたいと存じます。

差替えでお配りさせていただいた方でございます。

まず初めに、議案3の予算書をご覧ください。第2条、業務の予定量でございますが、比較表では、右下に記載してございますので併せてご覧ください。

給水戸数を1万8,300戸、年間総給水量は、料金収入となります有収水量は減少傾向となっておりますが、年間総給水量は、前年度より1万7,081立方メートル少ない、523万4,919立方メートル、一日平均給水量を1万4,342立方メートルと見込ませていただきました。

続いて、第3条の収益的収入及び支出の予定額でございます。

これは、比較表の左側半分には、記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

収入といたしまして、第1款 事業収益を15億3,855万3千円と見込ませていただきました。内訳でございますが、営業収益と営業外収益及び特別利益でございます。

営業収益は、給水収益、つまり水道料金を主体とした収入でございますが、給水水量の若干の減少を見込ませていただき、前年度より1,100万円、0.9%の減を見込んでいるところでございます。

参考までに、今年度の12月末までの水道料金の収入累計でございますが、前年度との比較で、消費税込みで、約1,400万円の減でございますが、災害による観光業等の落ち込みが影響しているものと思われま。

なお、令和元年度の水道料金の予算収入金額は、消費税込み12億2,100万円を予定しておりますが、推計といたしまして本年度末で12億2,600万円、+500万円の見込みでございます。

次に、営業外収益でございますが、水道に加入されるときにお支払いただく、

給水申込負担金のほか、市一般会計と千葉県市町村水道総合対策事業補助金等
でございまして、市県併せまして、1億5,355万円を予定させていただきました。

収入に対します、支出でございますが、第1款の事業費を14億9,963万7千
円と予定させていただきました。

内訳でございますが、原水費、浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係
費の各費用及び、減価償却費などの営業費用と支払利息などの営業外費用、ま
た、特別損失及び予備費でございます。

続いて、予算書2ページの第4条の資本的収入及び支出でございます。比較
表では、右側半分のところでございます。まず、第1款 資本的収入では、3億
1千円でございます。その内訳でございますが、企業債及び固定資産売却代金
でございます。

企業債は前年度と比較して2,100万円の増額をいたしまして、負担金と出資
金が事業の終了によりまして皆減となっております。

次に、第1款 資本的支出は、9億3,796万3千円でございます。内訳ござ
いですが、建設改良事業費、企業債償還金及び予備費でございます。

建設改良事業費につきましては、前年度比、約3.6%の増ということで、企業
債を主要な財源として施設整備を行うものでございます。

議案2説明資料の4ページに、主要な建設改良工事について記載しておりま
すので、ご覧いただきたいと思っております。

原水設備費としては、工事請負費では、原水設備に係る老朽化施設更新事業
と昨年度に引き続き実施をいたします、保台ダムや保台浄水場の更新工事を
行うものでございます。

浄水設備費としては、工事請負費では、各浄水場の老朽化対策及び昨年
の台風・豪雨被害で故障をいたしております設備の更新等の実施を致すもの
でございます。

配水設備費としては、工事請負費、(1)配水管布設替工事等でございます
が、管路強化・漏水防止対策、また橋の架け替え工事に伴います、水道管の
布設替え、また道路改良に伴う配水管布設替工事を予定しております。

(2)舗装本復旧工事でございますが、過去に配水管布設替工事を実施した、

平塚各地区内を予定しております。

(3) 配水施設設備更新工事では、老朽化による施設更新工事といたしまして、①は、清澄地区の配水池更新工事を、②は、昨年の台風時の停電により、長時間の運転を行ってございました御園ポンプ所の非常用発電機でございますが、運転中に故障をいたしましたことから、今回更新を行うものでございます。③は、曾呂地区でございます、二子第1・第2ポンプ所のテレメータ更新工事を、④は、同じく曾呂地区でございます小山ポンプ所と配水池を繋ぐテレメータ更新工事を、⑤は、同じく曾呂地区でございますが、これも、昨年の台風災害時に長時間の運転をいたしました、高鶴配水場非常用発電機点検整備工事を、⑥は、貝渚でございます、魚見塚減圧槽配水流量ピット排水ポンプ設置工事を、⑦は、昨年の台風15号で被災を受けました、天面ポンプ所建屋更新工事を、⑧は、同じく台風被害で長時間の運転を行ってございました、大山第1・第2ポンプ所の非常用発電機点検整備工事を、⑨は、長狭方面のポンプ所におきましては平成8年から平成10年ごろに建設された施設が多く、機器の更新を行う必要が生じておりますことから、一括して計上をさせていただきました、⑩及び⑪は、石上配水場におきまして、更新を行う必要のある工事でございますが、平成31年度の予算に計上されておりましたが、業務の都合上、実施できなかったものでございまして、改めて、令和2年度の予算に計上させていただいたものでございます。

また、浄水設備費におきましては、工事請負費6,426万2,000円のご説明をいたしました。委託料も2,442万円がございまして、主なものは、横渚浄水場の非常用発電機が老朽化により、使用不能となっておりますことから、今後の災害に備えるためにも、非常用発電設備更新工事を実施するための設計業務委託を行うものでございます。

それと、配水設備費におきましても、委託料9,271万円計上させていただいております。内容につきましては、現在設計のできる工務係員が減少をしたことから、管路の更新工事に係る設計業務委託を計上いたしました。また、昨年度予算の損益勘定、第3条予算でございますが、そこに計上いたしました、管路管理システムの更新でございますが、精査をいたしましたところ、損益勘定での支出では、単年度の支出にはそぐわない支出と判断いたしまして、資本勘

定での執行といたしたく、令和2年度予算で新たに4条予算に計上をさせていただいたところでございます。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、予算書の2ページ第4条 資本的収入及び支出のかつこ書きですが、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額6億3,796万2千円は、過年度分損益勘定留保資金4億4,169万9千円、減債積立金1億4,723万3千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,903万円で補填をさせていただきたいとするものでございます。

次に、第5条でございますが、債務負担行為を設定いたしたいものでございまして、清澄浄水場更新に伴う水道事業変更認可申請書作成業務委託を2カ年で行いたいとするものでございます。

この内容でございますが、現在、清澄浄水場におきましては、問題なく浄水処理がなされ、水質基準も超過をしていない状況でございますが、昭和55年に建設されたものを、改良を加えながら現在まで使用をいたしております。このようなことから、施設の老朽化が著しいこと、また、浄水場が道路の付近に設置されていないことから、管理に苦慮している状況でございます。また、近年の水道水質基準の強化により、基準超過が懸念される水質項目があること、また水質や水位等を計測するための計装設備が整備されていないこと等から、遠方監視ができず、問題の多い浄水場でございます。

この業務を行うことによりまして、今後の清澄浄水場の浄水方法の検討も含めまして、業務を執行するものでございます。

なお、現在浄水場の管理体制及び浄水処理が異常をきたしているということではございませんが、浄水場の更新事業を行う場合、最短でも5年、長くて10年の期間を要します。

この浄水場の建設年度を考えますと、ご利用されているお客様にご迷惑のかからないよう、今から更新に係る計画を作成しておく必要があり、本業務を実施いたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて第6条でございますが、企業債の借入限度額とその目的などを定めるものでございます。借入限度額は3億円を予定するものでございます。

次に、第7条でございますが、資金繰りを円滑にするための一時借入金の限度額を定めるものでございまして、2億円といたしたいとすものございいます。

次に、第8条でございますが、経費を流用することのできる場合を「営業費用」と「営業外費用」とに定めたいものでございいます。

次に、第9条でございますが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたいものでございいます。

次に、第10条でございますが、他会計からの補助金、こちらは、一般会計からの補助金でございますが、8,000万円を予定させていただいたところでございます。

次に、第11条では、たな卸資産購入限度額を6,112万7千円と定めたいものでございいます。

次の予算に関する説明書4ページから6ページは、予算の実施計画でございいますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続いて、7ページをお開きいただきたいと存じます。予定キャッシュ・フロー計算書でございいます。

業務活動、投資活動、そして財務活動によりまして、資金の減少額は、1億6,511万1千円と見込まれ、資金の期首残高が12億5,108万7千円と見込まれることから、期末残高は差し引きで、10億8,597万6千円と予定されるものでございいます。

8ページ以降は、給与費明細書等予算に関する説明書でございいますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございいますでしょうか。

***** 暫時休憩します *****

***** 暫時休憩終わり *****

(鈴木会長)

ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

=== (「異議なし」の声) ===

(鈴木会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

以上で、本日の議件を終了させていただき、議長の職を解かさせていただきます。議事進行に、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

(進行：事務局 小泉次長)

会長ありがとうございました。

4 その他

(進行：事務局 小泉次長)

それでは、次第の4「その他」といたしまして、何かございましょうか。
なければ以上でよろしいでしょうか。

5 閉会

(進行：事務局 小泉次長)

それでは、以上をもちまして、令和元年度第4回水道事業運営委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

令和2年2月20日

会議録署名人 福原 三枝子

会議録署名人 梶 恵子